



第 1 章

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1) 社会的な現状・背景

少子高齢化・人口減少社会の進行、産業構造の変化、ライフスタイルの多様化と核家族化の進行により、家庭内の扶養機能や地域での相互扶助機能が低下し、高齢者の孤独死、地域でのひきこもり、子育てに悩む保護者の孤立、児童や高齢者に対する虐待や自殺者の増加等、新たな問題も多く発生しています。

そのような中、近年、地域の絆の大切さが再認識され、地域コミュニティを重視する意識が高まるなど、日常からの顔の見える関係づくりが必要となっています。このような状況のなかで、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためには、福祉制度によるサービスだけでなく、住民が暮らす地域での人と人とのつながりを大切にし、お互いに助け、助けられたりする相互の関係をつくっていくことが求められています。

日本全体が人口減少社会を迎えたなかで、本町においては、高齢化が急激に進行しており、5割を超える地区もあり、支援を必要とする人たちを地域社会全体で支える体制を整備していく必要があります。

国においては、福祉は与えるもの、与えられるものといったように、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」を実現することを目指しており、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みづくりや、地域での課題の解決に向けた「丸ごと」の包括的な総合相談支援の体制整備を進めていくことが求められています。

(2) 法律等の動向

国では、平成 23 年3月に発生した東日本大震災の経験から、災害対策基本法が改正（平成 25 年6月）され、高齢者や障がいのある人等の避難行動要支援者に対し、災害時に備えた日頃からの地域での見守り・支え合いの体制が強化されました。また、介護保険法の改正（平成 27 年4月）により、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるため、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築が推進されています。

生活困窮者自立支援法（平成 27 年4月施行）において、自治体は生活困窮者に対する相談窓口を設置し、自立に向けた生活全般にわたる包括的な支援を行うなど支援の拡充を図ること、そして、障害者差別解消法（平成 28 年4月施行）においては、障がいの有無によって分け隔てられることなく、人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すといった動きがみられます。

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）により、社会福祉法の一部が改正され、地域福祉計画策定に際しては、「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置づけられ、包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項についても記載が求められています。（平成 30 年4月1日施行）

(3) 地域福祉の考え方

福祉とは「誰もが幸せに暮らすことができること」ですが、それを住み慣れた地域で実現するためには、法や制度で救う社会保障だけでなく、地域で暮らす人たち同士で支え合うことが不可欠です。

そのためには、官・民の専門職による制度サービスと、住民一人ひとりが主体となっ
て行う多様な助け合いの活動をつなぐことが、地域福祉の役割となります。地域住民だけでなく、様々な活動をしている団体や地域組織、企業、行政などが、それぞれの役割をもって主体的に参加し、協働しながら、すべての人が人に役立つ喜びを大切に
する社会を構築していく「地域福祉」を推進することが必要です。

2 計画の位置づけと計画期間

(1) 法律の位置づけ

この計画は、社会福祉法第 107 条に規定する市町村地域福祉計画です。

(2) 地域福祉計画に盛り込む事項

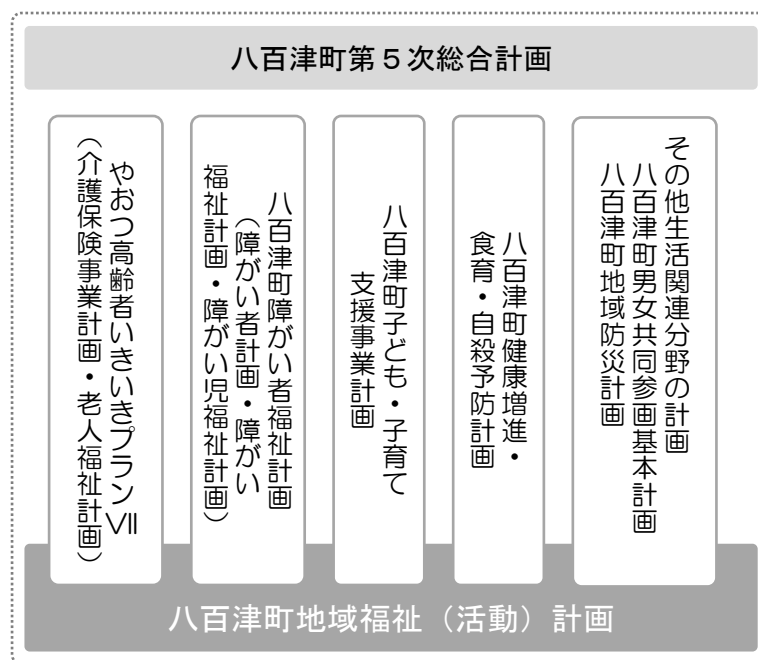
地域福祉計画は、次の5つの事項についてその趣旨を斟酌し具体的な内容を示すとともに、その他の必要な事項を加え、計画に盛り込む事が求められています。

- ① 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項
- ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項（法第 106 条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合）

(3) 上位計画、分野別計画・関連計画との関係

本計画は、八百津町第5次総合計画の分野別計画として位置づけられており、地域福祉を推進する観点から、高齢者、障がい者、子ども（子育て支援）等の分野別計画を内包した総合的な計画となります。

防犯や防災、まちづくりや人権、男女共同参画など、地域福祉の推進において関連がある分野との連携も図ります。



(4) 計画期間

計画の期間は、2019年度（平成31年度）から2023年度（平成35年度）までの5か年とします。

ただし、社会経済情勢の変化や大きな制度の改正、関連する個別計画との整合に柔軟に対応できるよう、必要に応じて見直しを行います。

平成 29 年度	平成 30 年度	2019 年度 (平成 31 年度)	2020 年度 (平成 32 年度)	2021 年度 (平成 33 年度)	2022 年度 (平成 34 年度)	2023 年度 (平成 35 年度)
八百津町第5次総合計画						
第3期計画	第4期八百津町地域福祉（活動）計画					
八百津町健康増進・食育・自殺予防計画						
八百津町障がい者福祉計画						
やおつ高齢者いきいきプラン						
八百津町子ども・子育て支援事業計画						

3 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、計画策定への住民参加を実現するために、住民アンケート調査を実施するとともに、6つの地区で地区懇談会を開催しました。また、幅広い分野の関係者を委員とする「八百津町保健福祉推進協議会」において審議を行いました。